添付法令資料 4:

国外における物資/サービス調達手続に関する 2019 年 1 月 11 日付 インドネシア共和国外務大臣規則 No.1(目次) 公布の日から施行

- 第1章 総則(第1条及び第2条)
- 第2章 国外における物資/サービス調達実施者(第3条ないし第11条)
- 第3章 人的資源の制限(第12条及び第13条)
- 第4章 セルフマネジメント及びサプライヤーを通じた物資/サービスの調達
 - 第1節 通則(第14条)
 - 第2節 セルフマネジメントを通じた物資/サービスの調達(第15条)
 - 第3節 サプライヤーを通じた物資/サービスの調達
 - 第1款 通則(第16条)
 - 第2款 直接調達 (第17条ないし第19条)
 - 第3款 直接指名(第20条)
 - 第4款 入札/選出(第21条)
- 第5章 購入証明及び契約の形式及び内容(第22条)
- 第6章 契約紛争解決(第23条)
- 第7章 業務結果の引受け(第24条)
- 第8章 緊急事態における特別調達 (第25条)
- 第9章 現地国の規定及び商慣習(第26条)
- 第 10 章 謝礼金 (第 27 条)
- 第 11 章 経過規定(第 28 条)
- 第12章 終則(第29条及び第30条)